

厚岸町告示第29号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年6月3日

厚岸町長 三 浦 克 宏



1 都市計画の種類
用途地域

2 都市計画を定める土地の区域
厚岸町松葉1丁目、松葉2丁目、若竹1丁目、宮園1丁目の各一部
（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3 縦覧場所
厚岸町真栄3丁目1番地 厚岸町役場建設課